

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正関係

一 短時間労働者の待遇の原則（第八条関係）

事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならないものとする。

二 差別的取扱いの禁止の対象短時間労働者の範囲の拡大等

（一）差別的取扱いの禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものとの要件を削除すること。（第九条関係）

（二）職務の内容が当該事業所における通常の労働者と同一の短時間労働者（通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。）であつて、当該事業主に雇用される期間のうち少なくとも一定の期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるものについての賃金の決定方法に係る努力義務の規定を削除すること。

（第十条関係）

— 以下略 —